

盛岡市農山村地域公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市農山村地域公園条例（平成28年条例第40号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、盛岡市農山村地域公園使用許可申請書を市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する農山村地域公園にあつては、指定管理者。）に提出しなければならない。

(使用の許可等)

第3条 条例第6条第1項の許可は、盛岡市農山村地域公園使用許可書の交付をもってする。

2 前項の許可書の交付を受けた者は、農山村地域公園（以下「公園」という。）を使用するときは、当該許可書を携帯し、職員の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(行為の許可申請)

第4条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、盛岡市農山村地域公園行為許可申請書を市長に提出しなければならない。

(行為の許可等)

第5条 条例第7条第1項の許可は、盛岡市農山村地域公園行為許可書の交付をもってする。

2 前項の許可書の交付を受けた者は、公園を使用するときは、当該許可書を携帯し、職員の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(指定管理者の指定の手續)

第6条 条例第11条第1項の規定による申請をしようとするものは、盛岡市農山村地域公園指定管理者指定申請書に公園の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第2項の規定による通知は、指定管理者として指定する場合にあつては盛岡市農山村地域公園指定管理者指定通知書により、指定管理者として指定しない場合にあつては盛岡市農山村地域公園指定管理者不指定通知書により行うものとする。

(指定通知書等の掲示)

第7条 指定管理者は、前条第2項の盛岡市農山村地域公園指定管理者指定通知書又は指定管理者の指定を受けている旨を公園において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(条例第13条第1項の市長が定める事項)

第8条 条例第13条第1項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の代表者及び公園の長
- (2) 指定管理者の指定に際し、当該指定管理者の必要な要件として市長が指定した事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事項

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。